

平成 26 年 3 月 7 日

場所：大分河川国道事務所 第 1,2 会議室

第 1 回大分川・大野川学識者懇談会 次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 委員紹介
4. 設立趣旨及び規約（案）について
 - 1) 設立趣旨
 - 2) 規約（案）について
 - 3) 委員長の選任（委員長代理の選任）について
 - 4) 懇談会の公開について
5. 議 事
 - 1) 懇談会での審議内容等
 - 2) 大野川水系河川整備計画の概要
 - 3) 大野川水系河川整備計画策定時からの変化
 - 4) 今後のスケジュール
6. 閉会

大分川・大野川学識者懇談会 委員名簿

氏 名	専門分野	現 所 属	備 考
いいぬま けんじ 飯沼 賢司	環境歴史学	別府大学 教授 別府大学大学院文学研究科長	
かわの たみお 川野 田實夫	環境化学	大分大学 名誉教授	
さとう せいじ 佐藤 誠治	都市計画	大分大学 工学部 教授	
しまだ すずむ 島田 晋	衛生工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
なかの あきら 中野 昭	河川工学	大分工業高等専門学校 名誉教授	
ひがしの まこと 東野 誠	環境水理学	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 准教授	
もとや るり 本谷 るり	経営学	大分大学 経済学部 准教授	
よしだ みのる 吉田 稔	生物	大分生物談話会 会長	

※順不同、敬称略

懇談会設立趣旨

河川法に基づき「大分川・大野川学識者懇談会」を設立

大分川水系河川整備計画(国管理区間)

大野川水系河川整備計画(国管理区間)

■ 河川整備計画内容の点検

流域の社会状況の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるように河川整備計画の点検を実施。

■ 河川整備計画(原案)に対する意見

必要に応じて作成する河川整備計画の変更原案についてご意見を頂く

■ 事業評価(継続・見直し等)の審議

河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について審議を頂く。

※河川法第十六条二 3項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」

大分川・大野川学識者懇談会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「大分川・大野川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、大分川・大野川水系河川整備計画（国管理区間）（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べるものとする。また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について審議を行うものとする。

（組織等）

第 3 条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

（懇談会の成立）

第 4 条 懇談会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

（委員長）

第 5 条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

（公開）

第 6 条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第 7 条 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第 8 条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の
3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談
会において定める。

(附則)

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

「大分川・大野川学識者懇談会」の公開方法（案）について

懇談会規約第6条に基づき公開方法を決定する。

「大分川・大野川学識者懇談会」規約の抜粋

第6条（公開方法）

懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

1. 会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要及び委員名簿は、原則公開とする。
ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きにおいて非公開とする場合は、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び委員名簿の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 会議運営上の注意事項

事務局は、学識者懇談会の秩序を維持するため、次に掲げる者を退場させることができる。

- (1) 学識者懇談会の秩序を乱した者
- (2) 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

3. 議事概要

学識者懇談会の議事について、事務局が発議者の氏名を伏せた上で議事概要を作成するものとする。

4. 公開の方法

- (1) 会議の開催については、事務局より記者発表を行う。
- (2) 会議資料、議事概要及び委員名簿は、国土交通省大分河川国道事務所ホームページに掲載する。